

障害者施設における殺傷事件への対応に関する関係閣僚会議幹事会の構成員の官職の指定について

〔平成 28 年 8 月 8 日〕  
〔内閣総理大臣決裁〕

障害者施設における殺傷事件への対応に関する関係閣僚会議の開催について（平成 28 年 8 月 8 日閣議口頭了解）第 4 項に基づき、障害者施設における殺傷事件への対応に関する関係閣僚会議幹事会の構成員の官職を次のとおり指定する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官（事務）  
構成員 内閣官房副長官補（内政担当）  
内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）  
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）  
警察庁生活安全局長  
法務省大臣官房審議官  
文部科学省初等中等教育局長  
厚生労働省社会・援護局長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長